

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和2年7月27日(2020.7.27)

【公表番号】特表2019-520685(P2019-520685A)

【公表日】令和1年7月18日(2019.7.18)

【年通号数】公開・登録公報2019-028

【出願番号】特願2019-500406(P2019-500406)

【国際特許分類】

H 01 R 13/64 (2006.01)

H 01 R 13/52 (2006.01)

【F I】

H 01 R 13/64

H 01 R 13/52 301H

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月5日(2020.6.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項3】

前記結合手段(60, 61)が、前記コンタクト本体部(40)に形成された溝、および前記アダプタ部材(30)に形成されかつ該溝に対応して該溝に係合する突起部からなるか、又はこの逆であることを特徴とする請求項1又は2に記載の電気的アングルコネクタ(1)。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

したがって、本発明によれば、それぞれ対応する結合部分を介して互いに結合可能な2つの部分からなるハウジングを有する電気的アングルコネクタが提案される。取付側から結合部分に向かって第1の方向へ延在する第1のハウジング部分と、結合部分から差し込み側部分に向かって前記第1の方向に対して横切る方向を向いた第2の方向へ延在する第2のハウジング部分とで構成されたハウジングは、更に、前記第1のハウジング部分に対して前記第2の方向に差し込んで取り付けるためのアダプタ部材と、少なくとも1つのコンタクト要素を受け入れるためのコンタクト本体部とで構成されており、前記アダプタ部材が、前記第1のハウジング部分へ完全に差し込まれて取り付けられた状態において、少なくとも部分的に前記第2のハウジング部分内へ延在しており、前記コンタクト本体部が、結合手段を介して前記アダプタ部材に取り外し可能に保持されるとともに、前記結合手段によって前記第2の方向への軸方向の変位に抗して固定されている。これにより、コンタクト本体部へのケーブルの容易な取付が保証され、このコンタクト本体部がハウジングへ単独で差し込まれることができるため、このとき、取付箇所に容易にアクセス可能である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

このとき、アダプタ部材が、少なくとも部分的にC字状の輪郭部を有しており、該輪郭部へコンタクト本体部を受け入れることができれば有利である。これにより、アダプタ部材の翼形の両アームがコンタクト本体部の周りで湾曲し、これにより、コンタクト本体部が、その長手軸線に対して径方向に、その位置において最終取付まで保持される。

【手続補正4】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図13

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図 13】

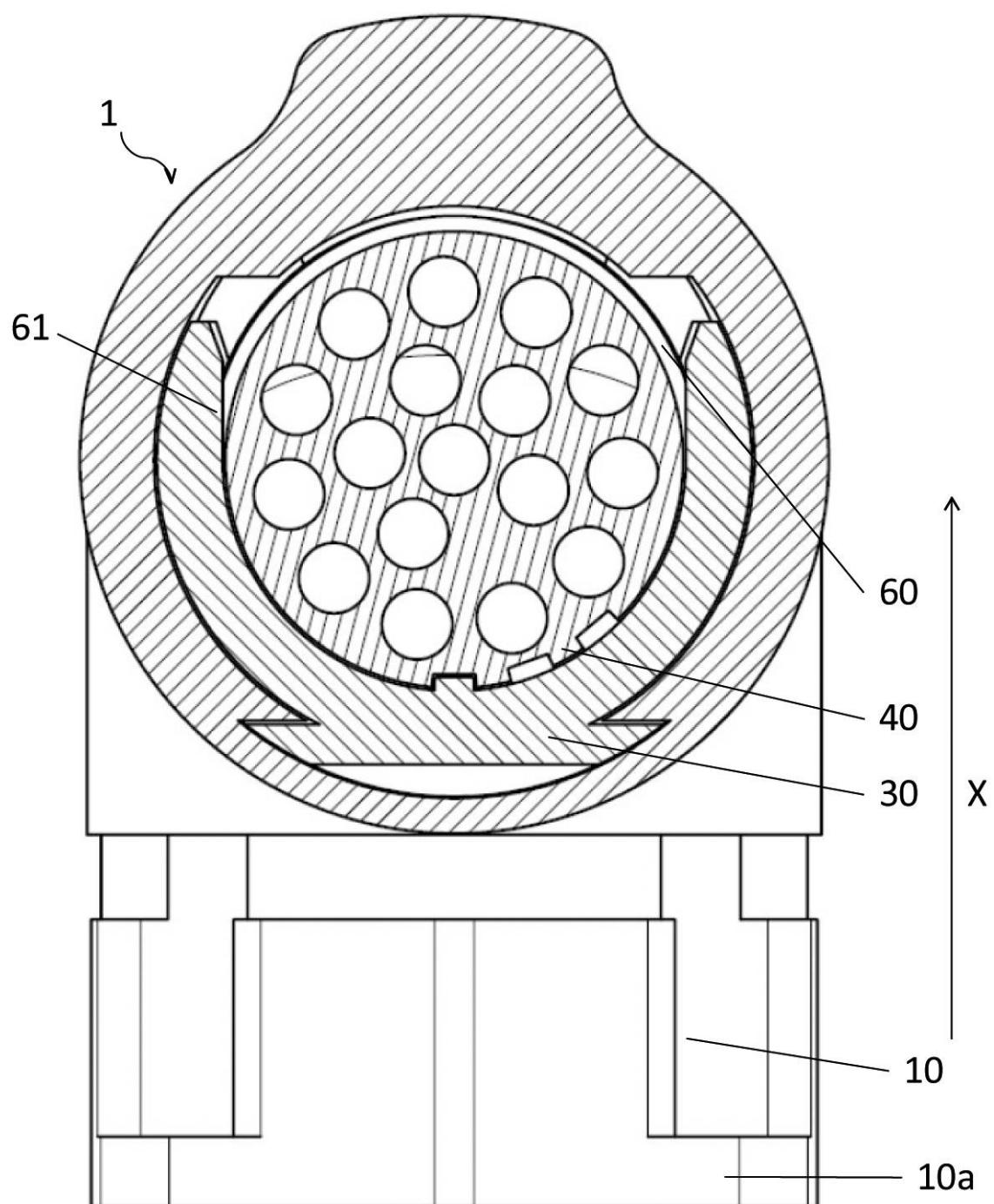


Fig. 13

【手続補正 5】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図 14

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図 14】

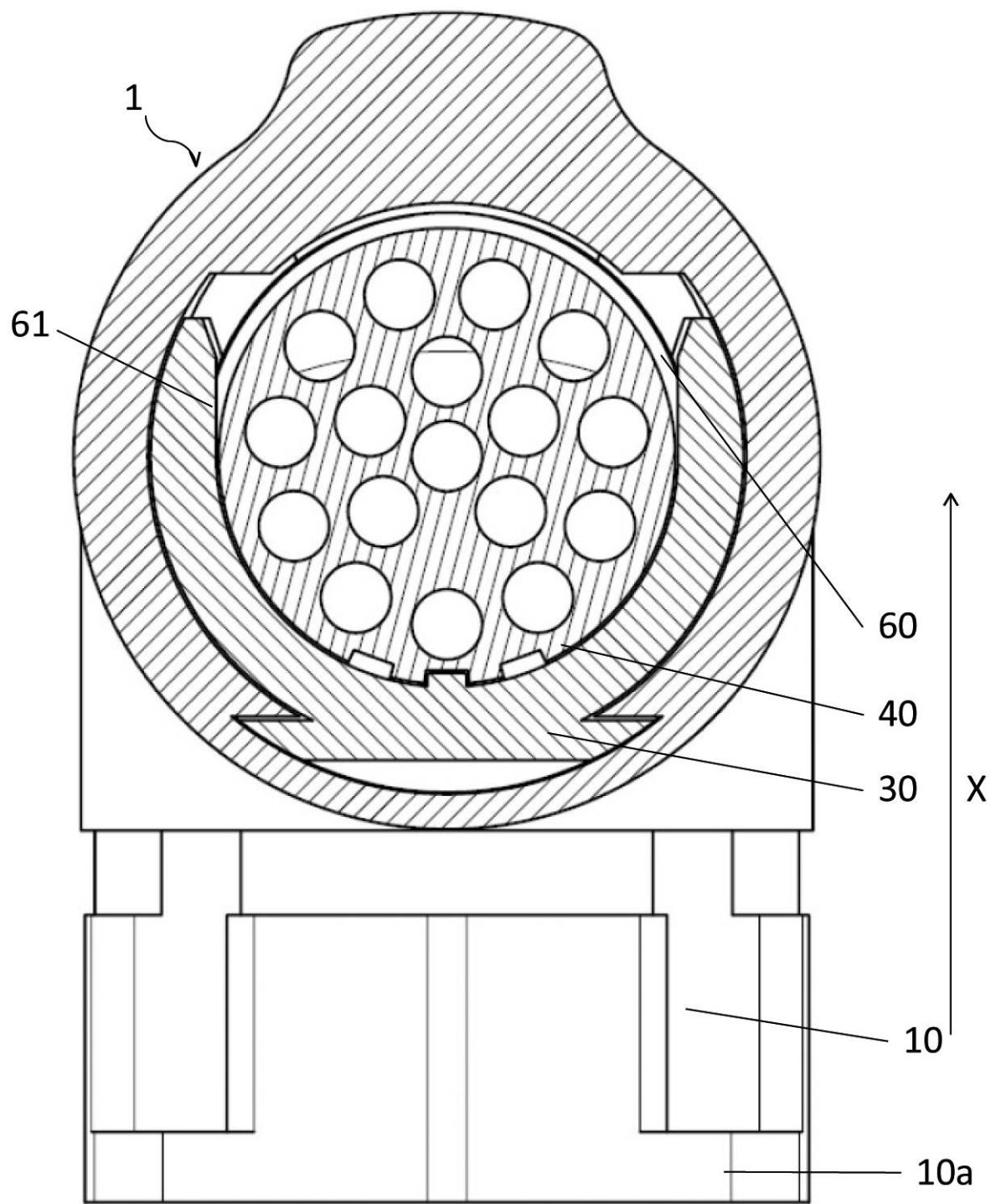


Fig. 14

【手続補正 6】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図 15

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図15】

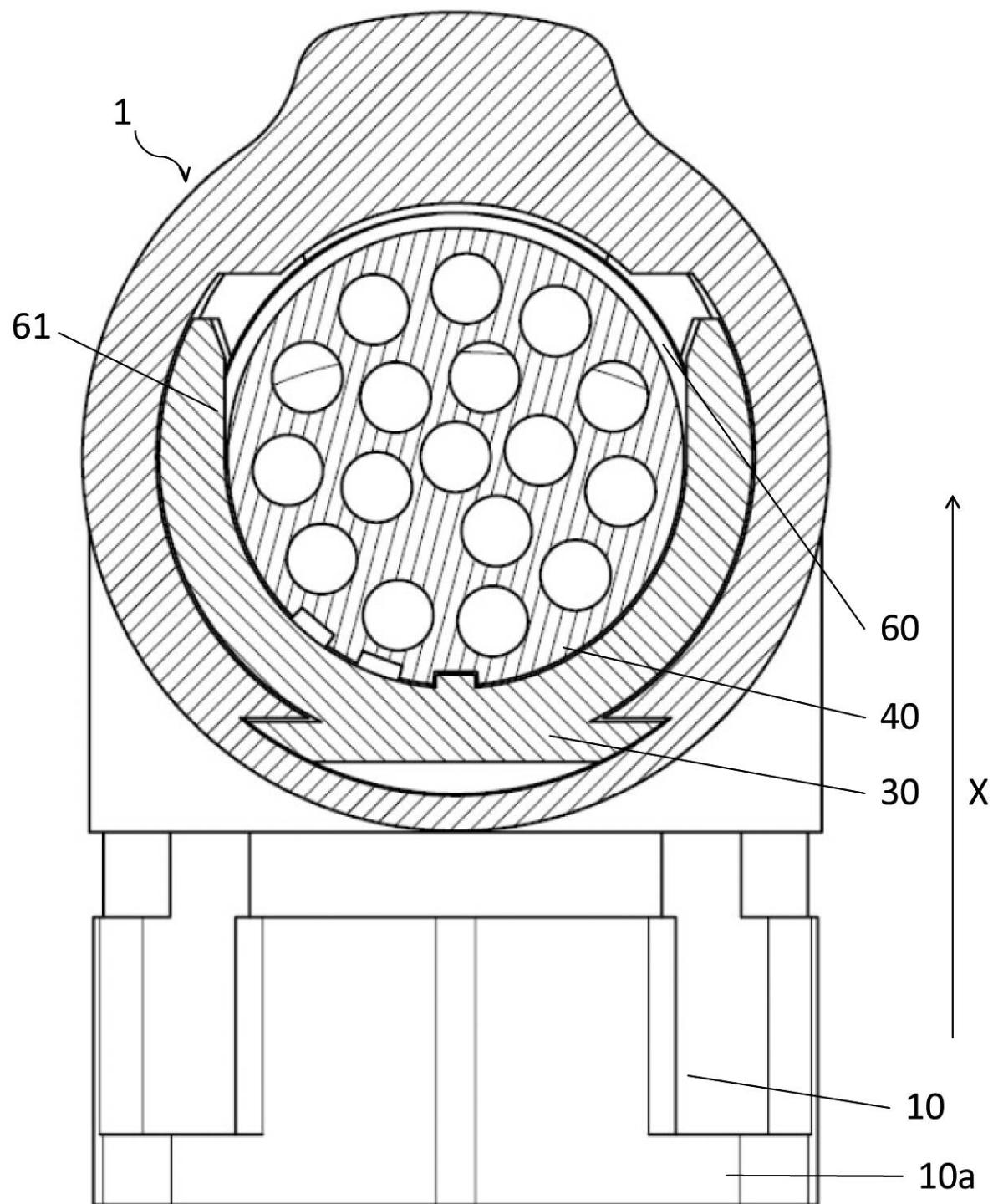


Fig. 15